



議案第五十八号

昭和五十八年度農作物共済（水稻）無事戻し金の支払について

次のとおり昭和五十八年度農作物共済（水稻）無事戻し金の支払について、三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）第三十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 支払対象年度 昭和五十五年度から昭和五十七年度まで
- 二 支払対象者数 一〇八人
- 三 支払金額 一七七、六五七円
- 四 支払の時期 鳥取県農業共済組合連合会が交付した日から五日以内